

第3章 その他の届出

1 第一種貯蔵所承継届

第一種貯蔵所について、譲渡又は引渡しがあった場合は、譲受人又は引渡しを受けた者は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継します。（法第17条）

第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、「第一種貯蔵所承継届書」を提出してください。

手続き

- | | |
|-----------|---|
| (1) 提出期限 | 承継した後、遅滞なく。 |
| (2) 届書 | 第一種貯蔵所承継届書（様式第8号） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | ア 委任状（届出手続きを委任する場合）
イ 承継の事実を証する書面（合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し又は公告等の記載されている官報の写し等及び履歴事項全部証明書の写し） |

2 第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更があった場合の届出

第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更があったときは、「代表者等変更届書」を提出してください。

手続き

- | | |
|-----------|--|
| (1) 提出期限 | 変更後、遅滞なく。 |
| (2) 届書 | 代表者等変更届書（手引様式第2号） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | ア 委任状（届出手続きを委任する場合）
イ 変更の事実を証明する書面（合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し又は公告等の記載されている官報の写し等及び履歴事項全部証明書の写し） |

3 貯蔵所廃止届

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を廃止したときは、「貯蔵所廃止届書」を提出してください。（法第21条第4項）

手続き

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 提出期限 | 貯蔵所を廃止した後、遅滞なく。 |
| (2) 届書 | 貯蔵所廃止届書（様式第24、25号） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし |

4 代表者等変更届

名称、所在地、代表者、申請代理者を変更したときは、「代表者等変更届書」を提出してください。

手続き

- | | |
|-----------|--|
| (1) 提出期限 | 変更後、遅滞なく。 |
| (2) 届書 | 代表者等変更届書（手引様式第2） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | ア 委任状（届出手続きを委任する場合）
イ 変更した事実を証明する書面（履歴事項全部証明書の写し 等） |

5 貯蔵高圧ガスの変更届

貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を行うことなく貯蔵する高圧ガスを変更したときは、「貯蔵高圧ガスの変更届書」を提出してください。

なお、次の場合は変更許可、軽微変更届出又は変更届出の必要がありますので変更内容について提出先の担当者にあらかじめ相談するようにしてください。

- ・ 容器置場を増設、移設する場合
- ・ 貯蔵する高圧ガスの種類の変更（例：不活性ガスから可燃性ガス）により消火器の設置や警戒標の変更を伴う場合

※ 貯蔵する高圧ガスの変更に伴い貯蔵所の区分（一種又は二種）が変わる場合は設置許可又は設置届出が必要となります。

手続き

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 提出期限 | 変更後、遅滞なく。 |
| (2) 届書 | 貯蔵高圧ガスの変更届書（参考様式） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | 貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵容積変更一覧 |

6 その他

- (1) 保安全管理
技術上の基準維持（法第15条、第18条）
貯蔵に当たっては、貯蔵の位置等の技術上の基準及び貯蔵の方法の技術上の基準に適合する状態を維持しなければなりません。
- (2) 保安教育（法第27条第4項）
第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、その従業者に保安教育を行う必要があります。
- (3) 危険時の措置（法第36条、一般則第84条、液石則第82条）
貯蔵所が危険な状態となったときは、貯蔵所の所有者又は占有者は、直ちに次の応急措置を講じなければなりません。

- ア 直ちに応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員の他は待避させる。
- イ 応急の措置等ができない場合には、従業者又は必要に応じ付近の住民に待避するよう警告する。
- ウ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを廃棄に係る技術上の基準に従って放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼす恐れのない水中に沈め若しくは地中に埋める。

(4) 高圧ガスの廃棄（法第25条、一般則第62条、液石則第60条）

高圧ガスを廃棄する場合には、以下の基準に従わなければなりません。

- ア 廃棄は容器とともに行わない。
- イ 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物を堆積した場所及びその付近（液化石油ガスにあっては周囲8 m以内）を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行う。
- ウ 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行う。
- エ 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行う。
- オ 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行う。
- カ 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずる。
- キ 充填容器等のバルブは、静かに開閉する。
- ク 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、熱湿布又は温度40℃以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）あるいは空気調和設備（空気の温度を40℃以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用する。